

第72回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成28年6月14日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	9番	山本 幹雄		
		※午前9時38分入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 90 号 平成 28 年度 佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 2. 報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて
（H28.5.30 専決第 18 号））
日程第 3. 議案第 91 号 工事請負契約の締結について（三土中学校解体撤去工事）
日程第 4. 議案第 92 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車 4 台）
日程第 5. 議案第 93 号 工事請負契約の締結について（（仮称）南光地域保育園建設工事）
日程第 6. 議案第 94 号 工事請負契約の締結について（三日月小学校大規模改造工事）
日程第 7. 議案第 95 号 財産の取得について（利神小学校スクールバス 1 台）
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。皆さん、おそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまです。

先週、土曜日、姫新線の 300 万人突破。それと、議長杯ゲートボール。2 班にわかれての行事参加、御苦労さんでした。特に、ゲートボールでは、2 勝して、惜しくも入賞は逃したんですけども、次は、いい成績が出るんじゃないかなと思って期待しております。

なお、山本議員のほうから、少し遅れると連絡が入っておりますので、このことを伝えておきます。

それでは、座って失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1. 議案第 90 号 平成 28 年度 佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（岡本安夫君） 本日、議題にします日程第 1 につきましては、6 月 7 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1、議案第 90 号、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 3 ページ、55 款、15 項、40 目、10 節の市町スクールソーシャルワーカー配置事業補助金ということで 32 万 8,000 円、これについては、どこの学校に配置されて、今現在、こういう方が何人いらっしゃるんですかということと、その下の学習支援ツール活用モデル事業補助金、これについて、説明してください。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 失礼します。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、本年度からの県のほうの事業でございます。今後3年間において、全中学校区に県のほうは配置したいという方向で考えておる。現在、今年度につきましては、とりあえず1名、佐用におきましては佐用中校区ということで、ただ、佐用中だけではなくって、全郡的な形で対応していただくということで、現在、籍のほうは佐用中なんですけれども、教育委員会のほうにもおってもらおうというような形で全郡対応で考えております。

申し訳ございません。1人だけです。

7番（岡本義次君） その下の分、ツール、ツール活用の。

議長（岡本安夫君） 学習支援ツール活用モデル事業の説明。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 尾崎課長。

教育課長（尾崎文昭君） これは、町の学力調査、今現在、何年か実施をしておりますけれども、その結果に基づいて、事後指導をしていくということになっております。これ、小学校、中学校、例えば、弱み強みがありましたら、その弱いところについてプリント指導とかできるような、そういったものでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、教育長、説明あったんですけど、当面は、ソーシャルワーカーの1人ですけど、これ全4中学校ありますので、4中学校に、いわゆるそういう方を配置すると、これは3年以内ということですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 基本的に、県のほうがそういう方向で検討しているということで、とりあえず今年度については1名ということが県のほうから出てきましたので、それでは、佐用郡のほうも、当然、1名いただきますと。

ただ、全額が県の補助ではございませんので、そのあたりは、今後、検討していきたいというように考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 関連になりますけれど、歳入でスクールソーシャルワーカーの配置補助事業 32 万 8,000 円に対して、歳出、教育費、社会教育費の中で対応がされていると思うんですけど、その講師謝金なり旅費が、それに当たるのかどうかとか、それから、学習支援ツール活用モデル事業補助金の 18 万 8,000 円に対して、歳出では、どの部分になるのですか。どういうことなのか、ちょっと、もう一度、その関係について、説明お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） まず、スクールソーシャルワーカーでございますけれども、これが、県補助が 3 分の 1 ということになってございます。ですから、予算書のほうの入のほうにつきましては、32 万 8,000 円というものが上がっております。

その出でございますけれども、7 ページをご覧くださいと思いますが、青少年育成センターの運営費がございます。そこに報償費と旅費を上げているところでございます。

それから、学習支援ツール活用モデル事業に関してですが、これにつきましては、入につきましては、先ほど申し上げたところでございますが、出のほうにつきましては、6 ページをご覧くださいと思いますが、小学校費については、教育振興費、あらっ、入だけ…すみません、失礼しました。中学校費の教育振興費で 5 万 5,000 円が出ておりますし、それから…。

すみません。これは、私、勘違いしておりました。これは、今も予算化は、学力調査の予算化をいたしております。ですから、それに対して、補助が今回ついたということでございます。失礼しました。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。1 点目の関係は、県の新たな、今年度から実施されるという事業なので、初めての事業ということで、了解しましたが、そのツール活動モデル事業補助金については、既にやっている関係で補助がついたということなんですけれど、学習支援ツール活用モデル事業、これも新規ということだと、見させてもらったりしたんですが、モデル市町村を選定して、28 年度に、小学校なり中学校に対して、2 分の 1 ですか、上限にして、モデル指定をして 3 年間行おうというような説明も見ているんですけど、それからいくと、佐用町の場合、今回、そのモデル指定に入って、どういうふうな仕組みいうたらあれなんですけど、流れになるのか、学習支援ツール活用モデル事業について、もう一度お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） この事業につきましては、今まで、佐用町で学力調査を実施をいたしております。今、議員がおっしゃるように、そういった学力調査の事後指導について、そういった今、ツール活用モデル事業が実施は新規でされるということでございます。

ですから、今まで実施をしてきた事業に対して、新しく、そういうツール活用モデル事業というものができましたので、その補助を2分の1ですが、県ほうからいただくというようなこととなります。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 4ページ、10款、10項、10目、3節、単身赴任手当21万円上がってございます。これは、宮城県へ行っておる、山元町へ支援に行っておる、井土さんのことの方ですか。

それと、もし井土さんの分であれば、彼も妻子残して行っておりますので、2、3カ月に1回ぐらい帰ってくるような、新幹線代とか、そういうようなのは、みておるんでしょうか。そこらへんは、どんなんでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） この単身赴任手当、旅費のところは、今、議員がおっしゃられますように、宮城県山元町に派遣しております職員の3カ月分の今回補正でございまして、6月いっぱいまで期間延長になりましたので、そちらのほうでみております。

今言われました、帰省関係、月1回とか、それから、今度は帰ってきますので、その旅費等につきましては、9番の普通旅費の34万円で追加補正をさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） これ帰ってくる分の旅費も、ここでみておるということでございませうけれど、普段、やっぱり、そういう月1回は、旅費はみておったということですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） これまでの予算についても、月1回みております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 5ページの農林振興費の中で、加工品製造用機器導入事業、これは提案説明の中でも三土中学校でやられる事業について、国の補助金が地方創生推進交付金がついたということでの補正だと、説明なんですけれども、これ、町も出して2分の1の補助ということで、この機械についてもジュースの機械だという説明ですけれども、この事業における、いっぱいいっぱい借りられたということですが、この事業で、そのジュース機器なんか、まだ、ほかにいろいろあると思うんですけれども、機器については、交付金が認められた500万円いうだけで、ほかの事業につかうような予定というか、そういうようなんはあるんでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この農業費に補正予算をお願いしておりますのは、国の補助がついたということではなくて、これから申請をするということでございまして、6月の中旬に正式に申請をしたいと考えております。

それで、この補助金がつけば、その機器類に、この補助を充てたいというふうに考えておりますけれども、これは、次世代農業モデルプラント事業の事業自立支援と就農人材、地域資源の育成強化というような事業を申請したいと考えております。

その中には、当然、三土中で行う加工品、ジュース加工ですね、加工用の製造機器でありますとか、ほかには、人材雇用とか販売管理業務等に対する補助であるとか、佐用高校の研修実習事業であるとか、いきいき帰農塾の関係。それから、着地型の観光ツアーとか、観光客のためのイベントであるとか、森林資源活用事業に対する補助であるとか、ほかにも町有地の地質とか水資源の調査をしたいというようなことを考えておりますけれども、ただ、この事業の申請自体が3年間でございまして、今年度につきましては、この事業の中では、加工品製造用機器導入を補助をしたいということで、申請をしたいと考えてございまして、そもそも今回は、新型交付金、地方創生推進交付金ですけれども、この中の横展開タイプという形で、これを申請したいと考えているわけでございまして。

ですから、ここで上げさせていただいている補助は、三土のジュース加工の機械だけを上げさせていただいておるということでございまして。

基本的には、交付金の制度上、こちらのほうで、先に、補正予算をつけて申請をしないという形で考えておられますので、事前着手はできないという形もありますので、そういう形で考えさせていただいて補正を上げさせていただきました。以上です。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

8番（金谷英志君） はい。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 6 ページの教育費、中学校費の教育振興費、生徒就学援助費の 5 万 5,000 円についてお尋ねしたいんですけど、これは、どういう状況なのか、その内容説明 5 万 5,000 円についてお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） この分につきましてですが、新規の中学校の生徒の分でございます、県大附属の中学校へ合格というのは 2 月になってまいります。ですから、その後に予算は、その前に予算化をしておりますので、その不足分を今回、上げさせていただいたということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 不足した分の追加ということなんですけれど、就学援助でちょうど、今の時期というか、ちょっと前になりますけれど、新年度に向かって入学準備金としては、就学援助を確定して支払われるのが、入学のその準備が終わった後という形に、今、佐用はなっているかと思うんですけど、準備をするための、その準備金はできるだけ早く、それにちゃんと間に合うような形で、充実してもらいたいと思うんですけど、これに関連して、そういう不足金が出て補正ができる状況だったら、事前に予算計上しているんだから、支給もできるだけ実態に合わせるような形で対応できないものか、そのへんどうなんですか。お尋ねします。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 当然、確定後、事後に支払うということになるんですけども、ただ、例えば、新入学ですとか、それから修学旅行ですとか、そういったものについては、概算払いでお支払いをして、後、精算をするという方法にしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 既にもう、事前に支払いができていくということなんです。実態として。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） ですから、先ほど申し上げたように、概算で支払って、また、確定次第精算をうつということです。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 7ページ、備品購入費で上がっています。これ備品、何を買うのかというのと、その下の講師謝金 90 万円上がってございます。これについては、どういう講演会とかして、いつぐらいにやられて、どの先生をお呼びしようとしておるのでしょうか。そこらへんについて。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） まず、備品購入費のほうですけれども、備品購入費につきましては、西山会館の大会議室のエアコンが故障いたしまして、これから暑い夏を迎える中で、そのエアコンを購入する費用を上げております。以上です。

議長（岡本安夫君） 講師謝金は、先ほど、説明があったと思いますけど。ソーシャルワーカーの。

7番（岡本義次君） いつぐらい呼んで、誰を呼ぶんかということ。

議長（岡本安夫君） もう1回説明してですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 先ほどもご説明申し上げたんですけれども、佐用中学校のほうに、一応、籍としては、そこに置くということで、だいたい1日に6時間を予定しております。あと年間で30日程度ということで、活動いただくということにいたしております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） ちよつと、事務的な確認になるかもわからないんですけども、先ほどから出ているソーシャルワーカーと、それから学習支援ツールの関係で県の支出金です、ね、財源で入ってくる金額のうち、ソーシャルワーカーはわかるんですけども、この学習支援ツール活用モデル事業補助金 18 万 8,000 円というのは、これ財源、どこに充当、先の説明では、小学校費のとのこのということだったんですけども、本件の支出金がそこまで上がってないんですが、それについて、ちよつと説明いただけますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 説明が言葉足らずで申し訳なかったんですが、同ページの、中学校費、学力調査につきましては、小学校、中学校実施しておりますので、この 15 万 8,000 円と、その小学校費の 3 万 5,000 円ということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） ということは、中学校費の中で 1 つは扶助費の補正と、あと財源の変更があるという、そういうふうな理解でよろしいんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） そのとおりでございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9 番（山本幹雄君） 5 ページのさっきあった加工品なんですけれども、これ今申請しておるからということで、別に決まっていません。決定していないということだったんで、決定しなかったら、なくなるのかという点と、もう 1 つ、これ当然、三土中学校のんですから、佐用町が単独でするやつでもないし、IDEC で共同でする部分なんでしょうけれども、これ元々、だから機械が何ぼの機械を、どういうわけ方で出資するのかな。費用を配分するのかなということを、ちよつと伺います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 基本的に事業の中で、このジュース加工をやろうとしておりますので、補助金はなくなっても事業自体はなくなります。

ただ、補正予算、予算としては、なくなる可能性があるということです。

ただ、このジュースの加工の機械だけというのではなくて、加工所の中に、いろんな機械がありますよね。ジュースをつくるためには、絞り器もあれば、瓶詰したり、栓をしたりするような機械もありますので、そういうものも含めて2,000万円ぐらいかかるというふうに言われておりました。ただ、どの機械を入れるかというのは、まだ、決まっておられませんので、そのような形の中で、IDECと調整をさせていただいて、だいたい2,000万円ぐらいという予定で予算は上げさせていただきました。

9番（山本幹雄君） そのうちの半分を（聴取不能）こと？

企画防災課長（久保正彦君） はい、半分。

それと、あと2分の1については、地方財政措置ということで、特別交付税が参入されることになっておりますので、そういうものも鑑みて、需用費の中に補正をさせていただいたということでございます。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

9番（山本幹雄君） はい、はい。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより本案を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第90号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第90号、平成28年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第2．報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて（H28.5.30 専決第18号））

議長（岡本安夫君） 続いて日程第2に入ります。

日程第2から日程第7については、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第2、報告第3号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて、平成28年5月30日専決第18号）について、町長より報告がありません。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、専決処分の報告について、提案のご説明を申し上げます。

本件は、町道仁位山根線に設置のカーブミラーが転倒したことにより、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことをご報告申し上げるものであります。

事故の概要は、平成28年5月3日午後1時ごろ、町道仁位山根線に設置しているカーブミラーが支柱の腐食及び強風によって転倒し、相手方が設置するゴミステーションの屋根の一部に損傷を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を100パーセントとし、相手方ゴミステーション修理費の100パーセントに相当する2万8,879円を支払う内容で、5月30日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第2号の規定により、損害賠償の額を定め和解したことについて専決処分をいたしておりますので、ご報告を申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 腐食しておって倒れたということでございますけれど、町内にたくさん、こういうカーブミラーも含めてあるわけでございますけれど、これらの点検的なものは、定期的に、学校保育園の遊具も含めてされておるのかどうか、そこらへんは、どうなんでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） これまで、地元の要望とかということで、安全施設等を設置してきておりますが、これまで、設置と自治会からの修繕の要望とかということで、対応はしておりますが、実数については、ちょっと、今のところ把握はしていません。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 実数はわからんということでございますので、そういう定期的な検査もしてないということやね。
そこらへんしておかんと、また、こういう事例が起きるん違いますかな。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

7 番（岡本義次君） 今、まだ、答えが出ておらへん。

議長（岡本安夫君） ああ、そうか。

建設課長（横山重明君） お答えします。

今回、こういう事故が起こりまして、これを機に、今のところ6月、7月で調査して、今後の修繕計画に生かしていきたいというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

7 番（岡本義次君） はい。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありますか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第3．議案第91号 工事請負契約の締結について（三土中学校解体撤去工事）

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第3、議案第91号、工事請負契約の締結について（三土中学校解体撤去工事）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案91号、三土中学校解体撤去工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。
旧三土中学校解体撤去工事を行うため、町内業者6社及び宍粟市内業者6社による指名競争入札を行いました。12社のうち2社が辞退をしたため、平成28年5月27日、10社による指名競争入札に付した結果、消費税込み8,240万4,000円、宍粟市一宮町安積1226番地、株式会社前川建設代表取締役、前川健一氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。
ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。
これから議案第 91 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 12 社中 6 社になったということでございます。

〔「10 社」と呼ぶ者あり〕

7 番（岡本義次君） 10 社？

10 社になったんですけど、この率については何パーセントで落ちましたかというのが 1 点。

それと、この中身、撤去と、それから取り捨て、そして整地、全て、そういう中身含んだ分で、この金額なのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 落札率は 89.98 パーセントでございました。
これ撤去と処分、それから大まかな整地、そこまで入っております。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 91 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 91 号、工事請負契約の締結について（三土中学校解体撤去工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 92 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車 4 台）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 4、議案第 92 号、財産の取得について（小型動力ポンプ付き積載車 4 台）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 92 号、小型動力ポンプ付積載車購入にかかる財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

財産の取得は、小型動力ポンプ付積載車購入事業として、消防防災力の強化を図るために、消防団の車両を更新するために小型ポンプ付積載車 4 台を購入しようとするものでございます。

購入にあたっては、5 月 30 日に 4 業者による見積入札を行い、契約金額は、消費税込みで 3,585 万 6,000 円、兵庫県たつの市新宮町井野原 276 番地の 1、有限会社岡本ポンプ代表取締役、岡本 洋氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 92 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） この 4 台は、どこへ配置されますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この 4 台につきましては、佐用第 3 分団、佐用第 8 分団、三日月第 5 分団、三日月第 6 分団、この 4 分団でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 92 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 92 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 92 号、財産の取得について（小

型動力ポンプ付き積載車4台)は、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第93号 工事請負契約の締結について（(仮称)南光地域保育園建設工事）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第5、議案第93号、工事請負契約の締結について（(仮称)南光地域保育園建設工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程いただきました議案第93号、(仮称)南光地域保育園建設工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、南光地域におきまして保育園の統合を目指し協議を進めた結果、中安保育園・徳久保育園につきましては、平成29年4月を開園目標として事業を進めております。

保育園の施設整備につきましては、核家族化や保護者の共働きにより未満児の受け入れが非常に多くなり、対応できる保育室の確保や年齢別保育、就学前教育など保育サービスの充実に向けて、南光スポーツ公園第2グラウンド南側に用地を取得し、造成工事を行い、建設工事を実施するものでございます。

入札は、平成28年6月3日、町内外建設業者10社による指名競争入札に付しました。

その結果は、消費税込みで3億5,618万4,000円、たつの市新宮町新宮1041番地の2、株式会社進藤組代表取締役、進藤栄六氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第93号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 率何ぼで落ちたんかいうのと、未満児が増えてきたということでございますけれど、その子供たちの数は、未満児も入れて幾らでしょうか。幾ら来てますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 先ほどのご質問の入札率ですが、91.3パーセントとなっております。

未満児の数は、ちょっと今、手元に資料置いておりませんので、後ほどお答えします。

議長（岡本安夫君） よろしい？

7 番（岡本義次君） 後で。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 93 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 93 号、工事請負契約の締結について（（仮称）南光地域保育園建設工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 94 号 工事請負契約の締結について（三日月小学校大規模改造工事）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 6、議案第 94 号、工事請負契約の締結について（三日月小学校大規模改造工事）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 94 号、三日月小学校大規模改造工事にかかる請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。
三日月小学校の校舎は、昭和 41 年に建設され、平成 9 年度には耐震補強工事等を実施したものの、全体的には老朽化が著しく、特に、外壁、教室内装、廊下、トイレなどの老朽化が進んでおり、今回、大規模改造工事を行い、安心・安全でかつ快適な学校づくりを推進するものでございまして、この三日月小学校の大規模改造工事をもって、町立学校施設の耐震化・改修がおおむね終了するものでございます。
本工事の入札は、平成 28 年 6 月 3 日、町内業者 6 社による指名競争入札に付しました。
結果は、消費税込みで 9,234 万円、佐用町真盛 135 番地 1、阿山建設株式会社代表取締役、阿山 隆氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。
ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決とします。
これから議案第 94 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） やっぱり、率幾らで落ちたんかいうのと、今、廊下等が大変傷んできておるといふことでございますけれど、ほかに何か、その9,200万円の中の内訳ですね、そういう細々したものだけの改修、耐震性は、もう済んでおるといふことでございますけれど、ほかのことについて、何か説明するものがあれば、説明してください。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） まず、率でございますが、95.21パーセントでございます。

それから、先ほど、町長の提案説明があったわけですが、そのほかに屋上の全面防水でありますとか、トイレでございますとか、天井の塗装でありますとか、そういったものを実施するといふことでございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 今、課長のほうから、工事の内容も説明があったんですけども、その外装とか、それから傷んでいる教室の床とかいふことですけども、それぞれの概算で結構ですから、工事費の額はどれぐらいでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 外装工事につきましては、1,000万円余りということになります。

それから、内部の改修につきましては、さまざまなものがございますけれども、2,600万円余り。それから、防水工事等については600万円余りというふうな形でございます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 小学校、中学校、それぞれ校舎関係の、これまで耐震化は、当然、先に進めましたけれども一緒に進めたところは、内装とか、改修工事、この一番大きいといえますか、主な事業費のかかるものは設備関係、トイレ関係なんですね。

やはり現在の生活環境から見ますと、昔の小学校、中学校の学校のトイレという感じは、どうしても時代に合わなくなっております。

家庭においても、もう既にトイレのそういう便器等は、そういうウォシュレットと言われる、そういった洗浄機付きの便器が設置されております。

そういうことで、ここ何年間かで、そうした整備を行う上で、この学校だけじゃなくて、文化施設とか、そういうところも含めて、そうした衛生関係、トイレ関係を、きちっと同じようなレベルにしていくということ、このことが、かなり大きな事業費になっております。

それから、当然、校舎設備の中で電気の照明とか、そういうものも、できるだけ、明るくて、それと環境面からでも省エネの設備にしていくということで、LED化ということも、全てがいついかにできておりませんが、進めるということを基本にさせております。

ただ、今回の三日月小学校につきましては、当初の予算と、実際に設計した中で、設計書が上がってきた中で、事業費予算が、どうしても十分にそれだけ対応できない部分があって、今回、照明につきましては、LED化という部分については、今回の設計、入札の中には、事業費の中には入っておりません。

ただ、これについては、こうして入札に付して、実際の事業を現場で行いながら、大まかというか、設計はしてあるんですけれども、改修工事というのは、特に実際の工事をして、現場で確認をして、新たに、どうしても、今、やっておかなきゃいけないというふうな確認ができた部分については、追加をしたり、また、実際には、そこまで、下地とか、そういうものは、もうこれは、そのまま以前の物が使えるという部分は、逆に、その部分は減額をすとか、そういう調整をしながら、当然、事業は進めなきゃいかんということであります。

そういう中で、入札に付した結果、若干の入札減というものもありますし、そういう予算を有効に活用させていただきながら、今後、設計現場での事業を担当者のほうで確認をさせて、必要なものは追加させて、設計変更をさせていただきますし、照明等についても、特に、天井なんかを触った場合に、今、やっておかないと、後からまた、照明器具を取りかえらるとなると、また、天井を触らなきゃいけないというような部分が出てきます。そういう部分はできるだけ、照明器具も、新たにLED化を、この際、させていただくとか、そういうことを、工程といえますか、工期の関係もあるんですけれども、予算と工期、そういうものの兼ね合いを、ちゃんと現場で担当者のほうに確認させながら、できるだけ改良、改修工事をして、いい環境をつくりたいというふうに考えております。

以上、ちょっと話をさせていただきました。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 今、町長のほうから、工事の大まかな計画でありますから、途中で、見ながら変更もあるということなんですけれども、LED化、当初は、そういうに考えていたんですけれども、設計の段階で、改修の費用が、ほかにかかるということなんですけれども、それでしたら、この小学校ですから、夏休み中に主な工事がやられると思うんですけれども、それで、その中ででしたら、予算が足りない。町長言われるように工事期間中

に LED なんかもやるとなれば、補正予算も、その中で組まれたほうが、私、いいんじゃないかと思うんですけど、その点は、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 既決のこの予算の中で、実際にできるだけ必要な部分を設計変更をさせながら進めるということです。

それで、なおかつ当然、予算が足りないということになれば、また、補正予算はお願いをしなきゃいけない。これは、議会に提案をさせていただきます。

夏休み中に主だったところは当然行いますけれども、当然、工期は11月、12月までとっていると思います。そういうふうの後から、事業とかそういうものに、できるだけ支障のない部分については、工事を調整して、そうした工期を調整しながら、追加工事が必要な部分については、そういうところに行くということで、議会のほうには、また、そういう点について、予算の追加計上させていただきななきゃいけない時には、提案をさせていただきますので、よろしくお願いします。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） これ、予算委員会でも聞いたんですけども、学童保育の部屋を、この大規模改装する場合に、それも一緒にやったらどうかと、予算委員会の中でも聞いて、その時、町長が場所については、文化センターや支所もありますから、しかし、学校敷地内のことも含めて場所については検討すべきだろうというふうに、町長答えられているので、それも含めて、学校を、今、改装するんですから学童保育の場所も、前回、三日月で学童保育をやった場合、図書室がやられてましたから、今回、図書室も床の改装とか、壁の改修もやられるようですから、その点を含めて、学童保育の場所も、私は、図書室が一番、1階で一番端で、放課後にも、あまり影響を与えない部屋だと思うので、図書室が、私、ベストなのかと。校内で、敷地内でやる場合についてはと思うんですけども、この大規模改修にあわせて学童保育の場所も、ある程度考えられる、予算委員会でも答えられておりますし、工事の進捗状況も見て、考えられるということですから、学童保育についても、改修に含まれるように、私はされたらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 当然、学童保育についても、町長が以前に答弁をされていますように、説明されていますように、やはり児童の移動とか、いろいろなものを考えますと、やはり小学校の近く、または、小学校の中でさせていただいたらと思います。

ただ、学童保育というのは、議員もご承知のように、そういった会議室的な場所が提供できれば、そういった学童保育ができるわけですし、また、図書室ということになりますと、また、図書室を、また、移動せないかんというようなことになってございますので、その

へん、重々検討したいというふうに思っております。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

8 番（金谷英志君） はい。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 94 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 94 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 94 号、工事請負契約の締結につ
いて（三日月小学校大規模改造工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7．議案第 95 号 財産の取得について（利神小学校スクールバス 1 台）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 7、議案第 95 号、財産の取得について（利神小学校
スクールバス 1 台）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 95 号、利神小学
校スクールバスの更新にかかる財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。
利神小学校のスクールバスは、現在、大型バスとマイクロバスの 2 台を保有しております
が、そのうちの 70 人定員の大型バスは、平成 6 年の学校統合時に購入したもので、既
に 20 年余りが経過をし、老朽化が著しい車両でございます。
利用児童・園児数が平成 28 年度には 23 名であることから、本車両を 29 人定員のマイ
クロバスに更新するとして、町内業者 5 社により、見積もり入札に付した結果、消費税込
みで 650 万 7,000 円、佐用町佐用 1645 番地 33、松田モータース、松田昌頼氏に落札決定
いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いする
ものでございます。
ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 95 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 95 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 95 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 95 号、財産の取得について（利
神小学校スクールバス 1 台）は、原案のとおり可決されました。

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日 6 月 15 日から 21 日まで本会議を休会したいと
思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、6 月 22 日、水曜日、午前 9 時半より再開します。
本日は、御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前 10 時 22 分 散会
